

大規模災害の発生時における浄化槽の応急・復旧支援に関する協定書

目的(第1条)

県内において南海トラフ地震、風水害等の大規模災害の発生時に、浄化槽の応急・復旧支援活動に関する協定

協定締結者

- (1)高知県 (2)高知県浄化槽協 (3)高知県環境検査センター
(4)高知市長会 (5)高知県町村会

市長会・町村会の役割

- ・支援要請の手続きが円滑に進むよう県に協力(第3条第3項)
- ・支援内容や方法の協議が円滑に進むよう県に協力(第8条第3項)

応急支援

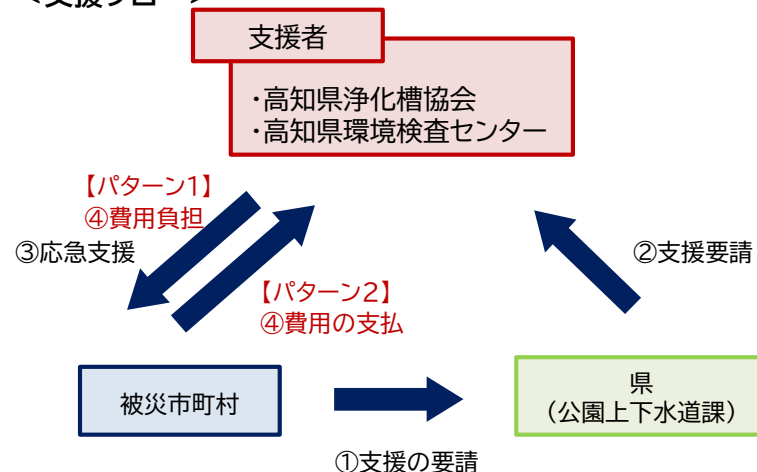
▶ 支援メニュー(第4条)

- **避難所や防災拠点**への支援
 - (1) 浄化槽の点検及び応急修理
 - (2) 仮設トイレの提供、設置
 - (3) 発生するし尿等の収集、運搬
 - (4) その他緊急性が高く、必要な活動

▶ 費用負担(第10条第1項)

- **【パターン1】浄化槽協会・環境検査センター**が可能な範囲で**負担**
 - (1) 浄化槽の点検のみ
 - (2) 仮設トイレの提供、設置
- **【パターン2】市町村が負担**(県の防災拠点の場合は県が負担)
 - (1) 浄化槽の応急修理のみ
 - (3) 発生するし尿等の収集、運搬 (4) その他緊急性が高く、必要な活動

<支援フロー>



復旧支援

▶ 支援メニュー(第5条)

- **県民**への支援(浄化槽の復旧工事に関する相談等)
 - (1)・(2) 被災浄化槽の復旧工事に関する相談窓口の設置
 - (3) 被害状況調査
 - (4) 復旧工事等にかかる関係書類の作成支援
 - (5) その他重要度が高く、必要な活動

▶ 費用負担(第10条第2項)

- **浄化槽協会・環境検査センターの負担**を基本とする被災規模等により3者(浄化槽協会・検査センター・県)が協議し、負担額を決定する

<支援フロー>

